

期限内に
納付を

後期高齢者医療制度の 保険料が決定

後期高齢者医療制度では75歳以上の人と、一定の障害があると認定された65歳以上の人が被保険者となり、被保険者全員が、保険料を納めることになっています。7月中旬に平成29年度分の「保険料決定通知書」を送付します。

保険料の決まり方

保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額(限度額57万円)で、千葉県後期高齢者医療広域連合が決定します。保険料率は県内均一です(表1)。

保険料の納め方

納付方法は、資格取得の時期、年金受給額などにより異なります。送付される決定通知書で確認してください。

●特別徴収(年金天引き)

年額18万円以上の年金受給者(介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える場合は除く)が対

象です。年6回の年金定期払いのときに差し引かれます。

ただし次のような場合は一定期間「普通徴収」となります。
○年度途中で75歳になった(65歳以上で一定の障害があり認定された)。
○年度途中で転入した。
○修正申告などにより、保険料額の変更があった。

○年金差し止めなどにより年金の支給が一時停止された。
※特別徴収から口座振替に変更することもできます。

●普通徴収(納付書・口座振替)

年額18万円未満の年金受給者、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える人が対象です。納期は7月から翌年2月までの年8

(表1) 平成29年度の保険料＝均等割額＋所得割額
(1人当たり)

県内均一	均等割額	40,400円
	所得割率	7.93%
	賦課限度額	570,000円

※所得割額＝(総所得金額など－33万円)×所得割率

(表2) 均等割額の軽減基準

総所得金額が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後均等割額
33万円 うち世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(そのほか各種所得がない)	9割	4,040円
33万円	8.5割	6,060円
33万円＋(27万円×世帯に属する被保険者数)	5割	20,200円
33万円＋(49万円×世帯に属する被保険者数)	2割	32,320円

回、納付期限は各月の末日(12月は25日)で休日の場合は翌営業日になります。

納付書は決定通知書と一緒に送付します。市役所本庁または各支所、金融機関、郵便局で納めてください。

口座振替を希望する人は被保険者証、預金通帳と届け出印を持参し、納付書に記載の金融機関で申し込んでください。

保険料の軽減措置

同一世帯内の被保険者や世帯主の総所得金額の合計額が、表2の基準を下回る場合「均等割額」が軽減されます。

この制度に加入する前日まで、

納めなかった場合は

健康保険組合などの被扶養者だった人は所得割額がかからず、均等割額も7割軽減されます。特別な理由がなく保険料を納めなかった場合は、被保険者証の有効期限が短くなることがあります。さらに滞納が続く場合は、財産の差し押さえなどを受けることもあります。

問い合わせ先

千葉県後期高齢者医療広域連合
資格保険料課
☎043・308・6768
市保険年金課高齢者医療年金班
☎62・5882